

入札説明書

1. 物件名及び数量 証拠書類の編纂作業 一式
2. 入札公告日 令和8年2月19日
3. 入札及び開札日時 令和8年3月26日
(午前8:50集合、午前9:00締切)
4. 会場 関東森林管理局 2階小会議室
5. その他 契約期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

- (1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得
(ホームページからダウンロードし熟知すること。)
- (2) 契約書(案)
- (3) 仕様書
- (4) 入札書

※ 入札公告のとおり、令和8年3月24日(火)午後3:00までに全省庁統一資格の資格確認通知書(写し)を関東森林管理局経理課経理第一係に提出し、その審査をもって入札参加許可を受けて下さい。

編纂作業請負単価契約書(案)

- 1 契約名 証拠書類の編纂作業
- 2 作業場所 関東森林管理局庁舎内
- 3 予定契約総金額 ㍶
別紙「編纂作業請負契約単価内訳書」のとおり。
- 4 契約期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日
- 5 納付場所 関東森林管理局
- 6 契約保証金 免除

上記の編纂作業につき、発注者 支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村 孝典（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは次の条項により請負契約を締結し、その証として本書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 住 所 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号
支出負担行為担当官
氏 名 関東森林管理局長 松村 孝典

(乙) 住 所
氏 名

条 項

(総 則)

第1条 乙は、甲の提供する編纂書類（以下「編纂書類」という。）について、別紙「編纂作業請負契約単価内訳書」に定める単価をもって、仕様書及び甲の指示するところにより、編纂作業を行い甲に納付するものとする。

(施設の使用)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、関東森林管理局庁舎内の甲の指定する事務室（以下「施設」という。）を乙に使用させる。

- 2 施設の使用は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとする。
- 3 乙は、前項に定める時間外及び日曜日、土曜日、国民の祝日、年末年始等の休日に作業等を行うため施設を使用する場合には、その都度別紙様式1により、甲の指定する職員の承認を受けるものとする。

(施設の管理)

第3条 乙は、第2条に定める施設の使用について、善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、乙の責に帰する事由によって、棄損若しくは甲の他の施設に損害を及ぼした場合には、甲の指定した期間内に原状に復し、又は甲の認定する金額を損害賠償金として甲に支払うものとする。

- 2 乙は、第2条に定める施設を甲の許可なくして改変又は施設内に工作物の設置をしてはならない。
- 3 乙は、第2条に定める施設内において、甲の発注した業務及び甲の承認を得た業務外の業務をしてはならない。
- 4 乙は、第2条に定める施設内において、作業をする職員の氏名を、この契約の締結の日から3日以内に、甲に届出なければならない。
- 5 第2条に定める乙が使用する施設の使用料は無料とし、施設内において使用する電力及び給水については、甲の負担とする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を、甲の承認を得ないで第三者に譲渡することはできない。ただし、甲の承認が得られた場合はその限りではない。

(秘密の保持)

第5条 乙又は乙の使用する職員は、職務上知り得た業務上の秘密を、この契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この業務に関して知り得た個人情報等を業務の遂行に使用する以外に使用し又は不当な目的に利用してはならない。

(支給材料等)

第6条 甲は、乙に対し、この契約の履行に必要な用具を無償で使用させ、材料を支給するものとする。

2 乙は、支給材料の引き渡しを受けた場合は、別紙様式2により受領書を提出しなければならない。

(編纂の指示又は検査)

第7条 甲又は甲の指定する担当職員は、この契約により、乙に編纂作業をさせようとするときは、その都度編纂書類と共に別紙様式3による編纂作業指示書（以下「指示書」という。）を乙に交付するものとする。

2 乙は前項の規定により指示書の交付を受けたときは、当該指示書の指示に従って編纂作業を行い、その成果品（以下「成果品」という。）を当該指示書に定める納付期限までに納付して、甲の命じた職員の検査を受けるものとする。

3 前項の規定による検査は、成果品の納付があった日から7日以内に行うものとし、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

4 甲は前項により引渡しを受けたときは、別紙指示書による受領書を乙に交付するものとする。

5 編纂書類の数量は、別紙「編纂作業請負契約単価内訳書」のとおり予定するが、これに異動を生じ又は納品皆無のものがあったとしても異議を申し立てないものとする。

(検査に不合格の場合)

第8条 乙は前項の検査の結果、不合格のものがあつたときは、納付期限内又は甲の新たに指定する期限内に編纂作業を行い、その成果品を甲に納付して再度検査を受けるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による成果品の納付があつた場合に準用する。

3 乙は乙の責に帰すべき事由により、甲の指定する納付期限内に成果品を納付することができないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、当該成果品に相当する代金に対し、年3.0%の割合で計算した金額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。

(編纂書類の管理)

第9条 乙は、甲から提供を受けた編纂書類を、善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、この一部又は全部について亡失、又は棄損したときは直ちに甲に申し出て、その対応について甲乙協議するものとする。

2 乙は、前項により発生した損害額について、甲の認定する金額を損害賠償金として甲に支払うものとする。

(作業の中止又は作業内容の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、作業の変更又は中止する事項を乙に通知して、作業の全部又は一部を変更又は打ち切ることができる。この場合において乙に損害がある場合は、甲・乙協議して負担方法を定める。

(金額の確定)

第 11 条 この契約により乙の請求する確定金額（以下「代金」という。）は、第 7 条又は第 8 条による検査に合格した成果品の厚さに、頭書に定める単価に乗じて得た金額とする。

(代金の支払)

第 12 条 乙は、前条の規定による代金を 1 ヶ月毎に取りまとめの上、支払を請求することができる。

- 2 乙は、前項に規定する支払請求書を提出するときは、第 7 条に定める指示書を添付するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の支払請求書が適法なものであるときは、受理した日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。
- 4 甲の都合により支払期限を経過し支払遅延となった場合は、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(業務の履行責任)

第 13 条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第 3 項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申し立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (7) 第 19 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
 - (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 16 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 17 条 甲は、業務が完了しない間は、第 14 条又は第 15 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、第 14 条及び第 15 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第 19 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第 20 条 乙は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が第 9 条の規定により契約を中止し、その中止期間が頭書の契約期間の 3 分の 1 以上となったとき。
- (2) 甲がこの契約の違反し、その違反によって編纂作業を継続することが不可能となったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第 21 条 第 19 条及び前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、第 19 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 22 条 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(契約解除の取扱)

第 23 条 甲は、この契約を解除した場合において、甲が認めた既済部分に対しては、第 12 条により計算して得た金額を乙に支払うものとする。

2 この契約を解除した場合で、乙に提供した編纂書類があるときは、契約解除の日に乙は甲にこれを返還しなければならない。

また、第 6 条により支給した材料に残品がある場合においても、同様とする。

(相 殺)

第 24 条 この契約において、乙から甲に支払うべき違約金その他の債務があるときは、代金と相殺することができる。

2 前項の場合において、甲の収納すべき金額が乙の債務額を超過するときは、乙は、当該金額を甲の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

(協 議)

第 25 条 この契約に定めていない事項については、必要に応じ甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 26 条 この契約に関し紛争が生じたときは、甲・乙協議のうえ選定する第三者の調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 27 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 28 条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7

条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第29条 第2条第3項に定める甲の指定する職員は、次のとおりとする。

関東森林管理局総務企画部 経理課長
同上代理 関東森林管理局総務企画部 経理課長補佐

第30条 第7条第1項に定める甲の指定する担当職員は、次のとおりとする。

関東森林管理局総務企画部 経理課経理第一係

第31条 乙は、製本作業等に従事する者の名簿に「秘密の保持にかかる誓約書」を添付し、契約締結の日から5日以内に甲に届け出るものとする。

(特約事項)

以下の特約条項のとおり

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人で

ある場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。））及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等の解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

編纂作業請負契約単価内訳書

令和8年度

品名	会計別	厚さ (cm)	契約単価 A (円/cm)	予定厚さ B (cm)	予定総額 A×B (円)	備考
歳入証拠書	特別会計 一般会計	1		178		
支払証拠書	特別会計 一般会計	1		58		
支出証拠書	特別会計 一般会計	1		1,218		
		小計		1,454		
計						入札書に記載する金額
消費税						
合計						

支給材料受領書

品名	数量	備考
表紙	一式	
仕切り紙	一式	
ゴム印	一式	
事務用消耗品	一式	

上記のとおり借用しました。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

請負者氏名

編纂作業指示書

令和 年 月分の証拠書類

殿

指示

担当職員

経理課経理第1係

令和 年 月 日契約を締結した編纂作業請負契約書第7条により下記のを編纂し納付されたい。

数量	厚さ(cm)	納入期限 令和 年 月 日
	計	
証拠書類の種類		
歳入証拠書(各会計共通)		
支払証拠書(各会計共通)		
支出証拠書(各会計共通)		
計	0	

上記、編纂作業指示あった証拠書を受領しました。

令和 年 月 日

検査員

仕 様 書

1 本業務は、本仕様書及び請負契約書によるほか、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）、農林水産省の計算証明に関する指定について、及び発注者（以下「甲」という。）の指示に基づき実施しなければならない。

2 証拠書類の照合等

証拠書類の 1 件毎に照合を行い、添付書類の過不足や記載事項の誤り、官庁会計システムから出力される帳票との整合等の確認を行う。不備があった場合は、当該箇所が付箋を付し、これら内容を整理したものを甲に提出して指示を受けるものとする。

なお、次項 3（7）の作業を行うにあたり、付記すべき事項を記録した整理表（別添様式 1-1、別添様式 1-2、別添様式 1-3）を作成しておくものとする。

3 証拠書類の編纂

証拠書類は、一般会計・東日本大震災復興特別会計毎に、歳入証拠書、支払証拠書及び支出証拠書の 3 つに区分して、甲が指定する期限までに編纂することとし、具体的には以下の事項、手順により作業を行うこととする。

- （1） 証拠書類は、正本（会計検査院提出分）と副本（森林管理局保管分、正本の謄本）に編集区分することとし、計算証明規則第 8 条第 4 項に定める総枚数と総金額等の必要事項を記載した表紙（別添様式 2）を一番上に添付する。
- （2） 証拠書類は、科目別にまとめることとし、歳入徴収決定年月日又は支払年月日の順に並び替える。
- （3） 科目別の証拠書類の金額を集計し、官庁会計システムから出力される帳票の金額と不整合がないか確認する。
- （4） 科目別の証拠書類の枚数（正本の枚数）を計算し、計算証明規則第 8 条第 3 項の規定に基づき、仕切紙（別添様式 3）に枚数及び金額等の必要事項を記入し、当該科目の証拠書類の一番上に添付する。仕切紙が必要ない場合は、区分別一覧表（別添様式 4）を作成する。
- （5） 証拠書類の編集は A 4 判とし、A 4 判に満たないもの及び綴じしろ余白 3 cm 未満の書類については白紙（A 4 判）に貼付し、A 4 判を超えるものについては、A 4 判に折りたたむ。
- （6） 支払証拠書類のうち、支出官等書類及び資金前渡官吏の領収書等については、必要により内訳書を作成編集する。
- （7） 証拠書類には、計算証明規則に規定する付記事項（第 18 条、第 30 条及び第 44 条）を付記する。また、計算証明規則第 29 条に定める部分払調書（別添様式 5）を作成する。

4 成果品について

- （1） 成果品の厚さの上限は、歳入及び支払証拠書にあつて 5 cm、支出証拠書類にあ

っては6 cmとする。

- (2) 成果品の厚さの測定箇所は、側端部（袋とじをしない方）の中央部とする。
- (3) 編集量（厚さ）の測定の単位は1 cm 単位とし、1 cm を超えて1 cm 未満の端数がある場合、その端数を四捨五入するものとする。ただし、1 cm 未満の厚さは1 cm とする。
- (4) 編集量は、正本及び副本の測定値（厚さ）とし、1 冊当たりの厚さは5 cm から6 cm を基準として適宜分冊する。

5 業務日誌の提出

日毎の「作業従事者名（数）」、「始業・終業時間」及び「業務内容」を記載、記録した「業務日誌」（別添様式6）を月末に甲に提出し、検査を得なければならない。

6 その他

- (1) 編纂に必要な用紙等の消耗品、備付物品以外の必要な物品については、その都度、甲が支給する。
- (2) 計算証明規則等及びこの仕様書に明記されていない事項については、甲の指定する担当職員の指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、この契約の履行に関し、管理責任者を指定することとする。管理責任者は、作業の進捗管理や作業者の勤怠管理を行い、甲の指定する担当職員との連絡調整を行うものとする。

7 参考

編纂作業の流れについては、参考1による。

昨年の厚さ数量実績については、参考2による。

施行注：項目7及び参考1、参考2は契約時には削除する。

(別添様式1-1)

年度

前金払整理表

債主名	契約内容	前金払額	月日	科目	証番号	期間	署名	契約額等		
								精算額	既提出	原契約
						～		精算額		
								既提出		
								原契約		
						～		精算額		
								既提出		
								原契約		
						～		精算額		
								既提出		
								原契約		
						～		精算額		
								既提出		
								原契約		
						～		精算額		
								既提出		
								原契約		
						～		精算額		
								既提出		
								原契約		

(注) 月日の上段は精算(最終)払、契約額等の既提出は前金払、同時提出の変更協定書・請負代金内訳書等

令和〇年度

令和〇年〇月分

一般会計

歳入証拠書

総金額 円

1,000,000-

冊数 10冊のうち1

総紙数 98枚

0855

関東森林管理局

※歳入証拠書用・仕切紙

(款) (項) (目)

徴収決定済額 ¥

紙数仕切紙共 枚

※支出証拠書・支払い証拠書用・仕切紙

(項) (目)

支出(支払)済額 ￥

内 前金払額 ￥

概算払額 ￥

紙数仕切紙共 枚

区 分 別 一 覧 表 (支 出)

科目	編集箇所	金額			提出状況			備考
		書面	電磁的 記録	オンライン	書面	電磁的 記録	オンライ ン	
	冊目	円	円	円				
(会計)東日本大震災 復興特別会計								
(部局等)林野庁 (項)農林水産省共 通費								
(目)職員基本給								
(目)職員諸手当								
(目)超過勤務手当								
(項)農林水産業復 興政策費								
(目)職員旅費								
(目)庁費								
(項)東日本大震災復 興事業費								
(目)森林環境保全 整備事業費								
合 計		-	-	-				

入札書

入札物件 第 号

物件の名称 証拠書類の編纂作業

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※ただし、単価契約に係る総価額項目別単価は、別紙内訳書のとおり
金額の頭に¥マークを付けること。

上記金額で関東森林管理局署等競争契約入札心得、契約条項等、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理人

編纂作業請負契約単価内訳書

令和8年度

品名	会計別	厚さ (cm)	契約単価		予定総額		備考
			A (円/cm)	B (cm)	A×B (円)		
歳入証拠書	特別会計 一般会計	1		178			
支払証拠書	特別会計 一般会計	1		58			
支出証拠書	特別会計 一般会計	1		1,218			
		小計		1,454			
計						入札書に記載する金額	
消費税							
合計							

住所

会社名

代表者氏名

(参考1)

【参考：編纂作業の流れ】

- ・ 関東森林管理局経理課において過去の成果物を閲覧いただけます。
閲覧希望の場合は、関東森林管理局経理課までお問い合わせください。

1 証拠書類の照合等

- ・ 編纂作業指示書により指示のあった証拠書類について、1件ごとに添付書類及び記載事項の漏れ等を確認する。

2 証拠書類の編纂

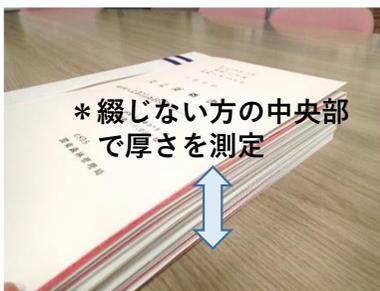
- ・ 証拠書類について、以下の区分により正・副本各1部を作成する。

一般会計

- ・ 歳入証拠書
- ・ 支出（支払）証拠書

東日本大震災復興特別会計

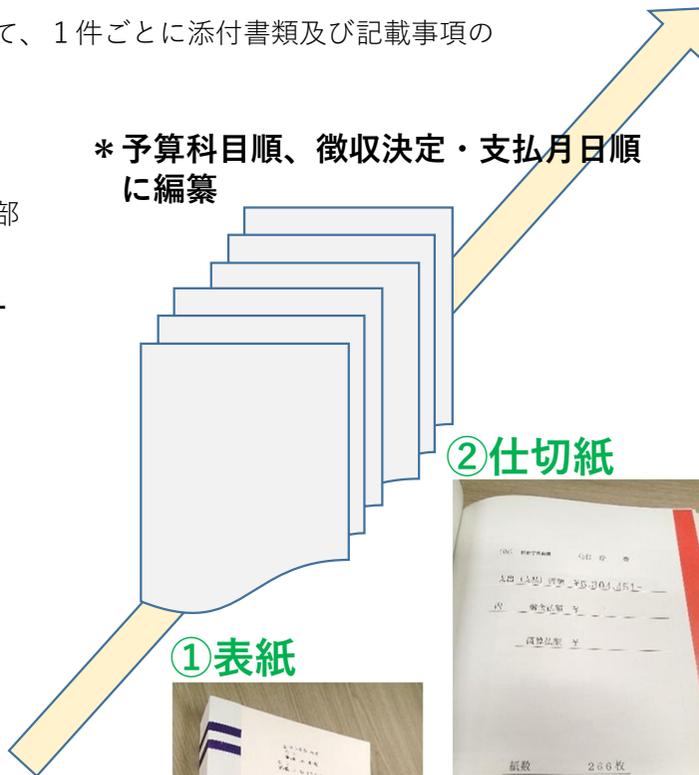
- ・ 歳入証拠書
- ・ 支出（支払）証拠書



* 綴じない方の中央部
で厚さを測定

- ・ 定められた背表紙で編纂する。
- ・ 成果品の厚さの上限
歳入、支払証拠書 → 5cm
支出証拠書 → 6cm
- ・ 請求は、各証拠書類の総厚さで計算

* 予算科目順、徴収決定・支払月日順
に編纂

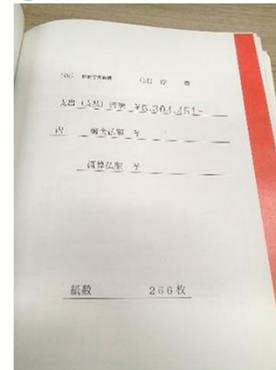


①表紙



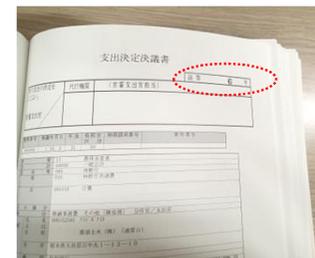
(総枚数と総金額を記載)

②仕切紙

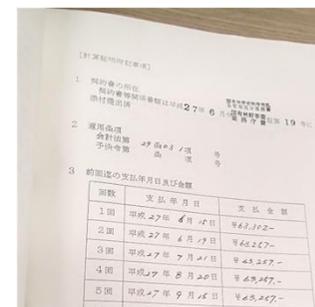


(科目ごとに枚数と金額を記載)
(科目別の金額について、ADAMS帳票と突き合せ)
(支出証拠書類については、一覧表を作成)

③証拠書類



(『証番号』を記載する)



(附記事項を記載する)
(部分払調書を作成する)



(A4判に満たないものは
白紙に貼り付け、A4判を
超えるものは折りたたむ)

(参考2) 月別厚さ集計

品名	会計別		R7 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月	R7年 度計
歳入証拠書	特別会計 一般会計	厚さ (cm)	24	27	6	9	10	16	14	13	12	27	8	12	178
支払証拠書	特別会計 一般会計	厚さ (cm)	5	6	4	5	4	4	4	5	6	5	5	5	58
支出証拠書	特別会計 一般会計	厚さ (cm)	175	86	79	128	92	76	76	76	76	119	131	104	1218
計			204	119	89	142	106	96	94	94	94	151	144	121	1,454

令和7年12月までは、実績

令和8年1月以降は、見込数量(前年実績)